

中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊2 再生支援実施要領Q&A 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
Q 9. 協議会スキームに基づき策定された再生計画により債務免除等を受けた場合の債務者の税務処理はどのようになりますか。 A. 協議会スキームに基づき策定された再生計画により債務免除等を受けた場合、債務者（中小企業者である法人）の税務処理については、法人税基本通達12-3-1（3）に定める「債務の免除等が多数の債権者によって協議の上決められる等その決定について恣意性がなく、かつ、その内容に合理性があると認められる資産の整理があったこと」に該当し、法人税法施行令117条の3第3号の再生手続開始の決定に準ずる事実等に該当することから、原則として、法人税法第59条第3項《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》の適用があるものと考えられますが、これを確認するため、2022年6月16日に国税庁に「中小企業活性化協議会の『中小企業活性化協議会実施基本要領』に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月17日に国税庁から差し支えない旨回答をいただいております。 なお、Q 7のとおり、資産評価損益の計上や期限切れ欠損金の優先利用の適用を受ける再生計画を策定する場合は、本要領に定められた手順ではなく、本基本要領別冊3「中小企業再生支援スキーム」に定められた手順に従う必要があります。 <u>また、協議会スキームに基づき策定された再生計画により債務免除を受けた場合、債務者（個人事業主）の税務処理については、当該個人事業主が民事再生法の定める再生手続開始の要件である「破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるとき」と同様の状態にあるときには、その債務免除が、所得税法第44条の2第1項《免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入》に定める「資力を喪失して債務を</u>	Q 9. 協議会スキームに基づき策定された再生計画により債務免除等を受けた場合の債務者の税務処理はどのようになりますか。 A. 協議会スキームに基づき策定された再生計画により債務免除等を受けた場合、債務者（中小企業者である法人）の税務処理については、法人税基本通達12-3-1（3）に定める「債務の免除等が多数の債権者によって協議の上決められる等その決定について恣意性がなく、かつ、その内容に合理性があると認められる資産の整理があったこと」に該当し、法人税法施行令117条の3第3号の再生手続開始の決定に準ずる事実等に該当することから、原則として、法人税法第59条第3項《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》の適用があるものと考えられますが、これを確認するため、2022年6月16日に国税庁に「中小企業活性化協議会の『中小企業活性化協議会実施基本要領』に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月17日に国税庁から差し支えない旨回答をいただいております。 なお、Q 7のとおり、資産評価損益の計上や期限切れ欠損金の優先利用の適用を受ける再生計画を策定する場合は、本要領に定められた手順ではなく、本基本要領別冊3「中小企業再生支援スキーム」に定められた手順に従う必要があります。

弁済することが著しく困難である場合」に受けたものに該当し、その債務免除益は総収入金額に算入されないものと考えられます。これを確認するため、2024年12月23日に国税庁に「中小企業活性化協議会が「中小企業活性化協議会実施基本要領」に基づき実施した再生支援において作成された再生計画により個人事業者が債務免除を受けた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、2025年1月8日に国税庁から差し支えない旨回答をいただいております。